

一般社団法人日本映像アーキビスト協会規則

第1章 入会及び会費

(目的)

第1条 第1章は、一般社団法人日本映像アーキビスト協会(以下、「本会」という)定款第3章第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条の規定に基づき、各種会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定め、会員管理業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(入会及び会員資格の取得)

第2条 本会の入会は会員種別により次のように定める。

- (1) 正会員として入会する場合は、正会員2名の推薦を必要とし、所定の入会申込書に入会金及び会費を添えて本会に提出する。
- (2) 賛助会員として入会する場合には、所定の入会申込書に入会金及び会費を添えて本会に提出する。
- (3) 入会申込書を提出した個人、法人又は団体は、理事会の承認を経て当該会員になり、入会資格は入会申込を受け付けた日から取得できるものとする。

(会員情報の取り扱い)

第3条 入会者は、本会の会員名簿に登録する。

- 2 前条の入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、当該会員は変更届により、速やかに本会に届け出なくてはならない。
- 3 会員名簿に登録された個人情報の管理については、個人情報保護に関する法令に従って行わなければならない。

(入会金および会費)

第4条 当法人の設立当初の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金
 - 正会員 0円
 - 学生会員 0円
 - 賛助会員 0円
 - (2) 年会費
 - 正会員 6,000円
 - 学生会員 0円
 - 賛助会員 (法人および団体会員) 1口 50,000円
 - (個人会員) 1口 10,000円
- 口数に制限は設けないものとする。

附 則

- 1 本規則施行に関する細則は、理事会の議決を得て別に定める。

2 本規則の改廃は、理事会の議決を得る。

令和2年6月12日 施行
令和5年10月26日 改訂
令和6年1月23日 改訂